



# 青森県報

第二千八百八十八号

平成十四年十月十八日(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

### 告 示

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……三

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(経理課) ……四

右……………(同) ……五

右……………(同) ……五

右……………(同) ……五

右……………(同) ……六

右……………(同) ……六

公安委員会……………(生活安全課) ……七

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……七

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第六号子中「構造」の下に「及び岩手県との県境における不法投棄対策」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

青森県訓令甲第四十五号

各 庁 出 先 機 関 一 般

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第五号下中「構造」の下に「及び岩手県との県境における不法投棄対策」を加え、同表農林水産事務所の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 入札の執行及び落札者の決定に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百九十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十四年九月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗 脂 肪 %	カルシウム %	ソ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%		
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24-8	同 左	日配子豚育成用配合飼料 子豚用P/P-80	14.9	17.2	5.3	0.52	0.45	2.3	3.7					80.3		2,910	13.2	
		日配成鶏飼育用配合飼料 L M18	14.9	18.4	6.0	4.15	0.52	2.5	12.6							2,900	11.7	
		P P F 1 S	14.9	19.1	5.8	3.46	0.61	2.7	11.0							2,900	12.0	
		パコワル子豚M	14.9	16.6	4.4	0.55	0.50	2.8	3.8					78.6			13.6	
		日配ブローラー肥育後期用 配合飼料 クラスターUD	14.9	18.9	7.1	0.94	0.51	2.6	4.8						3,250	11.9	リソ0.04% 不足	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年十月十九日から施行する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中

株式会社北都銀行弘前支店

弘前市大字土手町

を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二  
代表取締役 福士喬

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東靴店 八戸市大字根城字白山平二 代表取締役 東良平	削除	株式会社東靴店 八戸市大字根城字白山平二 代表取締役 東良平	一四・九・三
青森市勝田一丁目二の二 青森市勝田一丁目五号 代表取締役 母良田隆久	削除	青森市勝田一丁目二の二 青森市勝田一丁目五号 代表取締役 母良田隆久	平成三・二・五
株式会社ひらひ 青森市桂木四丁目二の三 代表取締役 平井茂	削除	株式会社ひらひ 青森市桂木四丁目二の三 代表取締役 平井茂	一四・一・二四
ウォルト・デイズ・ニール・ジャパン株式会社 東京都目黒区下目黒二丁目一 八階 代表取締役 星野康二	削除	ウォルト・デイズ・ニール・ジャパン株式会社 東京都目黒区下目黒二丁目一 八階 代表取締役 星野康二	一四・二・二六
有限会社日本メディア 岩手県盛岡市加賀野字桜山七四 代表取締役 野中薫	削除	有限会社日本メディア 岩手県盛岡市加賀野字桜山七四 代表取締役 野中薫	一四・三・二九
株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 外一者 代表取締役 曲淵恵美子	削除	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 外一者 代表取締役 曲淵恵美子	一四・三・三
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三 代表取締役 曲淵恵美子	削除	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三 代表取締役 曲淵恵美子	一四・五・二六
株式会社東靴店 八戸市大字根城字白山平二 代表取締役 東良平	削除	株式会社東靴店 八戸市大字根城字白山平二 代表取締役 東良平	一四・九・三

四 届出年月日

平成十四年十月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十月十八日から平成十五年二月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年二月十八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鬼沢  
檜木土地改良区の定款の変更を平成十四年十月九日認可したので、同条第三項の規定  
により公告する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令  
第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

空間放射線測定器 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十四年九月十八日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社千代田テクノル

東京都文京区湯島一丁目七の二二

七 契約金額

九千二百四十万円

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等  
に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の  
相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十四年八月二日

青森県知事

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量  
空気中放射性物質測定器 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社千代田テクノル  
東京都文京区湯島一丁目七の二二
- 七 契約金額  
八千七百六十七万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量  
気象観測装置 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社西衡器製作所  
青森市新町二丁目六の二〇
- 七 契約金額  
三千九百九十万円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量  
灰化システム 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
共立医科器械株式会社  
岩手県盛岡市愛宕町一五の九
- 七 契約金額  
七千三百八十五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量  
ゲルマニウム半導体検出装置 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
東北化学薬品株式会社  
弘前市神田一丁目三の一
- 七 契約金額  
四千六百五十一万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量  
液体シンチレーション計数装置 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目一の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
東北化学薬品株式会社  
弘前市神田一丁目三の一
- 七 契約金額  
三千七百二十七万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年八月二日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技

機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月十八日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRロッキンセブン700	豊丸産業株式会社
"	CRロッキンセブン600	"
"	CRクレイジーモンスターズV	株式会社ソフィア
"	CR爆モギくだもの王W	サミー株式会社
"	CR爆モギくだもの王Y	"
"	CR玉緒でドッカン!!W	"
"	CR玉緒でドッカン!!Y	"
"	CRお江戸でこじやるLB	株式会社ニユーギン
"	CRそれ打て雀士南場G	タイヨーエレクトク株式会社
回胴式遊技機	ニユーデートライニングガ	テクノコーシン株式会社
"	ラクエン・30	"
"	シュッセカイドウ	株式会社弁慶
"	スノーキング	株式会社ロデオ

”	”
アルファZ	サラリーマンキンタロウS
株式会社ネット	”

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭